

加茂市不妊治療助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、当該夫婦が受ける不妊治療のうち、体外受精または顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）に要する費用に対し、新潟県不妊に悩む方への特定支援事業実施要綱（以下「県要綱」という。）により新潟県が行う助成のほかに、その一部を予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 特定不妊治療を受けた夫婦であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたもの。
- (2) 夫又は妻のいずれか一方又は両方が加茂市内に住居しているもの。

(対象となる治療等)

第3条 対象となる治療は特定不妊治療とする。医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする。具体的には県要綱に準じる。

ただし、次の各号に掲げるものは助成の対象とならない。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- (2) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻代わりに妊娠・出産するもの）
- (3) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

(指定医療機関)

第4条 本事業の対象となる治療を実施する医療機関は、県要綱が定める指定医療機関とする。

(助成の額)

第5条 助成額は、助成対象治療に要した費用に対し、1年度10万円を限度とする。

2 県要綱による助成を受ける者にかかる前項の助成については、その要した費用から県の助成額を控除し、その残余について助成するものとする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者は、治療終了後、速やかに別記第1号様式「不妊治療助成事業費補助金申請書」に別記第2号様式「不妊治療助成事業受診等証明書」を添付して、市長に申請を行うものとする。

(助成の決定)

第7条 市長は申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施し、適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施し、適用する。